## 第51回本部海洋まつり出店要項(令和6年度)

#### 【1. 目的】

本部海洋まつりの円滑な運営に資するため、出店に関する要項を定める。

### 【2. 出店期間 (テナント営業許可日時)】

令和 6 年 7 月 2 0 日 (土) 1 2 : 0 0  $\sim$  2 1 : 0 0 7 月 2 1 日 (日) 1 2 : 0 0  $\sim$  2 1 : 0 0

※営業時間終了30分後には発電機(電気の供給)をとめますので営業時間終了後は すみやかに片づけを行って下さい。必要があれば各自で懐中電灯・ランタン等の照明 器具を準備して下さい。

#### 【3. 実施場所】

谷茶公園

#### 【4. 出店資格】

①原則として、町内で営業している本部町飲食業組合(以下「会員」という。)、又は本 部町商工会会員とする。

※会員は、会費等の未納が無い者。

- ②応募多数の場合は、下記の「出店場所の決定方法について」と同様に行う。
- ※法令等により許認可を必要とする業種の場合、その許認可(臨時営業許可)を うけており、生産物賠償責任保険に加入していること。
- ③テナント会議へ参加できること。
- ④町内事業所を最優先とし、募集店舗に満たない場合、町外事業所も受け入れ可能とする。
- ⑤キッチンカー及び農作物コーナーについては町内事業所に限るものとする。
- ⑥募集店舗①テント6店舗②キッチンカー5店舗③物販2店舗
  - 【5. 申込み方法及び受付期間】
  - ① 期間 令和6年6月17日(月)~令和6年6月28日(金)9:00~17:00
  - ② 申込先 本部町飲食業組合(海洋まつり担当者宛て)

住所: 〒905-0205 本部町字山川 969 電話: 090-1947-0355

- ※所定の「出店申込書」に必要事項を記入のうえ免許証コピーを添付して<u>郵送または</u> 窓口にて申し込むこと。電話での申し込みは受付できません
- ※<u>臨時営業許可を必要とする業種は、許可証のコピーと保険加入証明書のコピーを</u>を提出すること。
  - ◎出店予定数を超える申込があった場合は、次項に従って抽選とする。但し町内に住所がある会員、町内に住所があるものを優先する。

#### 【6. テナント会議(抽選会)】

日時 令和6年7月5日(金)午時2時

場所 本部町産業支援センター (アジマーもとぶ) 2階研修ホール

※出店場所の決定方法について

#### <飲食店抽選順位>

- (一番)最多連続出店の本部町飲食業組合組合員及び実行委員会が認める者で町内で事業所を設け営業しており、本部町商工会、本部町飲食業組合の両方に加入している事業所(令和5年度分までの会費未納がないこと)
  - (二番) 町内で事業所を設け営業しており、本部町飲食業組合に加入している事業者。
  - (三番) 町内で事業所を設け営業しており、本部町商工会に加入している事業者。
  - (四番) 町外で事業所を設け営業しており、本部町飲食業組合に加入している事業者。
  - (五番) 町外で事業所を設け営業しており、本部町商工会に加入している事業者。
- ※令和5年度分の会費未納がないことは上記の項目全てに該当し必須条件とします。
- ◎上記一番から順にグループごとにくじを引き、若い番号順から出店場所を決める。
  - ≪ 物販店抽選順位≫
- (一番) 「町内で事業所を設け営業している事業者」本部町商工会、本部町飲食業組合の両方に加入している事業所(令和5年度分までの会費未納がないこと)
  - (二番) 町内で事業所を設け営業しており、本部町飲食業組合に加入している事業者。
  - (三番) 町内で事業所を設け営業しており本部町商工会に加入している事業者。
- (四番) 町内外で事業所を設け営業しており本部町商工会、本部町飲食業組合のどちらかに加入している事業者。
  - ※令和5年度分の会費未納がないことは上記の項目全てに該当し必須条件とします。
  - ◎上記一番から順にグループごとにくじを引き若い番号順から出店場所を決める。
  - ≪ キッチンカー及び農産物コーナー抽選順位 ≫
  - (一番) 最多連続出店の本部町飲食業組合組合員及び実行委員会が認める者で「町内で事業所を設け営業している事業者」および本部町商工会、本部町飲食業組合の両方に加入している事業所。
  - (二番) 町内で事業所を設け営業しており、本部町飲食業組合に加入している事業所。
  - (三番) 町内で事業所を設け営業しており、本部町商工会に加入している事業所。
  - ※令和5年度分の会費未納がないことは上記の項目全てに該当し必須条件とします。
  - ◎上記一番から順に出店場所を決める。

#### 【7. 出店料】

飲食店(町内5万5千円、町外6万5千円)

物販店(町内2万5千円軽自動車、一般車両3万5千円、町外はプラス1万円)

キッチンカー3万5千円(町内に限る)

農作物コーナー1万円(町内に限る)

※尚、公的機関等による出店料は別途まつり実行委員長または飲食業組合長が定める。

#### 【8.出店料の納付等】

- ① 出店料は、テナント会議日に納付し、場所等確定後辞退することはできない。
- ② 出店料は悪天候などにより中止および日程が短縮された場合は下記により返金する。

1	全行程が中止となった場合	出店料の 50%返金
2	1日間が中止となった場合	出店料の 30%返金

#### 【9. 店舗(テント)設営について】

- ① テント設営許可期間 今和6年7月17日(水)午前9時~午後5時 令和6年7月19日(金)午前9時~午後5時
- ※保健所の(新規・更新)検査は、各自申請・連絡の上検査を受けてください。
- ② テナント撤去について→まつり終了後~翌日月曜日正午迄に終えてください。
- ③ 店舗 (テント) について⇒テント等は出店事業所各自でご用意下さい。 (上記出店料にテント設置費用は含まれておりません。)
- ※2間×3間(3.6m×5.4m)以内の テントを各自でご準備下さい。(規定以上不可)
- ※農作物コーナーは 3.0m×3.0m以内のテントを各自でご準備下さい。
- ※キッチンカーについては会場設営の都合上、場所の移動がある場合があります。
- ④ 電気設備(発電機使用料は、上記出店料に含まれております。) 店舗内の照明等の電気設備の配線、準備等(電気コード、電球)は各自で行うこと。 ※電気容量は、飲食店 4KW、一般店 3 KW までとする。

※電気使用可能時間・・・7月20日(土)・7月21日(日)午前9時~午後9時。 但し、機械トラブル等による商品損失などの補償はできませんので、ご理解の上ご使用 ください。

#### 【10. 出店業及び卸業者の搬入許可時間】

各日とも、搬入は正午 12:00 までに行うものとし、<u>テナント設営撤退以外は会場内</u>に車両は進入禁止とする。商品搬入は台車等使用する事。

#### 【11. 出店業者の遵守すべき事項】

出店は1事業所1店舗とする。

名義貸しは絶対に禁止する。該当者は、即撤退させるものとする。

営業許可証の原本を外から見える位置に貼ること。

出店者の商品等の管理については、各自で責任を持ち、実行委員会が指定した場所以外では出店してはならない。

1事業者の出店スペースは2間3間(3.6m×5.4m)となります。

営業時間を遵守すること。

まつり終了時間前に会場内へ車両の乗り入れは絶対にしないこと。

未成年者へのアルコール類の販売・提供を行ってはならない。

未成年者のアルコール販売への従事、提供を行ってはならない。

出店業者は、盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。

各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃をきちんと行うこと。

ゴミの収集後にゴミ捨てを禁止します。各自で持ち帰ること。

飲食店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。

<u>油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁ずる。バケツ、水切り等を準備し、各自で処理すること。</u>

テナントの地べたにブルーシートを敷き油等で汚さないようにすること。油等で地べた を汚した場合は各自できちんと掃除をすること。

ガスボンベはテントの外に置くこと。

カセットコンロ及び木炭の持ち込みを一切禁止する。

- ⑤ 発電機の持ち込み及び使用は禁止します。 (騒音対策の為) キッチンカーは除く
- ⑩ 出店事業者はテント内に消火器(有効期限内のものに限る)を必ず設置すること。
- ① 各店舗の売上報告をお願いします。
- ® 出店募集期間終了後に出店をキャンセルした事業所はペナルティとして3年間は海洋まつりへの出店を認めないものとする。
- <u>⑨ まつり実行委員会が発行する食券はまつり終了後から2週間以内に精算すること。そ</u>れ以降はいかなる理由があっても換金に応じない。

精算窓口:本部町役場 企画商工観光課 領収証をご持参下さい。

② 出店業者は営業従事者に対し、この要項を熟知させ遵守させること。

出店に関する事(まつり運営に関する事も含む)は、実行委員会または出店管理 担当者(飲食業組合)の指示に従ってください。

### 【12. その他】

- ① 万一盗難等の不測の事態が生じても実行委員会は一切の責任を負えません。(貴重品は置かぬよう各出店業者においても厳重に管理して下さい。)
- ② この要項に規定されていない事項については、実行委員会の指示に従うこと。
- ③ 主催者は、出店業者がこの要項に反する行為等を行った場合、その業者に対して営業停止及び今後の出店停止を命ずることができる。尚、その場合出店料金は返さないものとし、今後本まつりを含め本部町内で開催する全てのイベント等に係る出店を受け付けない。

# ゴミの回収について

☆ テナント業者のゴミの回収については下記の通りとします。

記

- 1. <u>ゴミ箱が設置されている場所・時間にゴミを出すこと。</u> (ゴミ回収車が参ります。日時は以下の通りです。)
- ※燃えるゴミ・燃えないゴミ

7/20 (土)、7/21 (日) 午後9時30分

- 2. ゴミは必ず燃えるゴミ、燃えないゴミに分別すること。 また、燃えないゴミについてはビン・カンに分別すること。 出店にて使用したブルーシートや油はゴミで出さず各自持ち帰ること。
- 3. <u>指定時間後は絶対にゴミを出してはいけません。</u> ゴミ回収後にゴミを捨てないこと。 指定時間及び回収に間に合わなかった場合はゴミを持ち帰ること。
- 4. 店舗周辺は各自責任をもって清掃し、燃える、燃えないゴミを分別し指定された場所に 集める。(ゴミ袋は本今清掃組合指定のゴミ袋を使用することとする)
- 5. その他実行委員会の指示に従うこと。

本部海洋まつり実行委員会